

富良野市債権管理条例（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市条例〇〇号

（目的）

第1条 この条例は、富良野市（以下「市」という。）の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、公平かつ公正な市民負担の確保及び市の債権の管理の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

（他の条例との関係）

第3条 市の債権の管理に関する事務処理については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長の責務）

第4条 市長は、法令及び条例の定めるところにより、督促、滞納処分、強制執行等を行い、市の債権の保全、徴収等に最大限努めなければならない。

（台帳の整備）

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める台帳（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を備えなければならない。

（滞納者に関する情報）

第6条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めると

きは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（富良野市個人情報保護条例（平成12年条例第2号）第2条第10号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（督促）

第7条 市長は、市の債権について履行期限までに履行しない債務者があるときは、法令又は条例若しくは規則で定めるところにより、これを督促しなければならない。

（延滞金）

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の市の債権について前条の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収するものとする。

2 前項の延滞金を徴収する場合は地方税法及び富良野市税条例（昭和41年条例第91号）の規定を準用する。

3 市長は、第1項の延滞金を納入すべき者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該延滞金を減免することができる。

(1) 災害により著しく資力を喪失した場合

(2) 延滞金を納入すべき者の責めによらない事由により当該市の債権について納入が遅延した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該市の債権について履行しなかったことにつきやむを得ない事由がある場合

（滞納処分等）

第9条 市長は、強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、地方税法の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第10条 市長は、非強制徴収債権について第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2の定めにより措置を執らなければならない。ただし、第13条の規定により履行期限を延長する場合又は第14条の規定により徴収停止の措置を執る場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(履行期限の繰上げ)

第11条 市長は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、地方自治法施行令に定める特約に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 市長は、市の債権について債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、地方税法及び地方自治法施行令第171条の4の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を執らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押若しくは仮処分の手続を執る等必要な措置を執ることができる。

(履行延期の特約等)

第13条 市長は、非強制徴収債権について地方自治法施行令第171条の6の規定に基づいて、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(徴収停止等)

第14条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令第171条の5各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び徴収をしないことができる。

2 市長は、前項の規定により徴収の停止をした後、その停止に係る債務の履行を遅滞している債務者について地方自治法施行令第 171 条の 5 各号に該当する事実がなくなつたと認めるときは、その停止を取り消さなくてはならない。

(免除)

第 15 条 市長は、地方自治法施行令第 171 条の 6 の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第 16 条 市長は、非強制徴収債権について次の各号のいずれかに該当するとき、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。ただし、1 件当たりの額が 50 万円以下のものに限る。

- (1) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

- (3) 当該非強制徴収債権について第 14 条第 1 項の規定による徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から 3 年を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について第 10 条の規定による強制執行又は第 12 条第 1 項の規定による債権の申出の手續を執ってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要しない非強制徴収債権を除く。）について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

（委任）

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第 8 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に発生する債権について適用し、同日前に発生した債権については、なお従前の例による。

（富良野市公法上の収入徴収に関する条例等の廃止）

- 3 次に掲げる条例は廃止する。
 - (1) 富良野市公法上の収入徴収に関する条例（昭和 44 年条例第 6 号）
 - (2) 富良野市私法上の債権の放棄に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）